

意見公募の結果

1 規則の題名

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

2 規則の案の公示日

平成23年5月27日

3 提出意見

ありませんでした。

4 提出意見を考慮した結果及びその理由

意見公募を実施した結果、意見が提出されませんでした。次の理由から意見公募時の規則の案を新旧対照表のように修正し、制定しました。

【修正の理由】

衣類以外の布類においても持ち去り行為が発生する可能性があること及び別表第2に掲げた品目をよりわかりやすく規定する必要があることから、意見公募時の規則の案を修正しました。

【新旧対照表】

定めた規則	意見公募時の規則の案
(搬出物の収集等ができる者等) 第8条の3 条例第26条の2第1項に規定する市長が指定する者は、金沢市一般廃棄物事業協同組合とする。 2 条例第26条の2第2項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、別表第2に掲げる物とする。	(搬出物の収集等ができる者等) 第8条の3 条例第26条の2第1項に規定する市長が指定する者は、金沢市一般廃棄物事業協同組合とする。 2 条例第26条の2第2項に規定する再利用等の対象となる物として規則で定めるものは、別表第2に掲げる物とする。
別表第1(第8条の2、第10条の2関係)	別表第1(第8条の2、第10条の2関係)
(表略)	(表略)
別表第2(第8条の3関係)	別表第2(第8条の3関係)
1 ペットボトル	1 ペットボトル
2 プラスチック製の容器(ペットボトルを除く。)及び包装	2 プラスチック製の容器(ペットボトルを除く。)及び包装
3 古紙	3 古紙
4 <u>衣類その他の布類</u>	4 <u>衣類</u>

5 次に掲げる電気機械器具

- (1) アイロン
- (2) カーステレオ
- (3) 空気清浄機
- (4) クッキングヒーター

(5) 照明器具

(6) 食器洗浄機

(7) ステレオ

(8) スピーカー

(9) 扇風機

(10) DVDプレーヤー

(11) 電気コード

- (12) 電気こたつ
- (13) 電気炊飯器
- (14) 電気スタンド
- (15) 電気ストーブ
- (16) 電気掃除機
- (17) 電気ポット
- (18) 電子レンジ
- (19) ハロゲンヒーター
- (20) パネルヒーター
- (21) ビデオテープレコーダー
- (22) ファンヒーター
- (23) 複写機
- (24) 布団乾燥機
- (25) プリンター
- (26) ヘアドライヤー
- (27) ラジオ受信機
- (28) ラジオ受信機付きテープレコーダー
- (29) レーザーディスクプレーヤー
- (30) レコードプレーヤー
- (31) ワードプロセッサ
- (32) 前各号に掲げる物以外の電気機械器具

6 次に掲げる金属製品及び金属を含む物（前項に掲げる物を除く。）

- (1) 一輪車
- (2) カセットこんろ
- (3) 鎌
- (4) ガスレンジ

5 次に掲げる電気機械器具

- (1) アイロン
- (2) カーステレオ
- (3) 空気清浄機
- (4) クッキングヒーター

(5) コード

(6) 照明器具

(7) 食器洗浄機

(8) ステレオ

(9) スピーカー

(10) 扇風機

(11) DVDプレーヤー

- (12) 電気こたつ
- (13) 電気炊飯器
- (14) 電気スタンド
- (15) 電気ストーブ
- (16) 電気掃除機
- (17) 電気ポット
- (18) 電子レンジ
- (19) ハロゲンヒーター
- (20) パネルヒーター
- (21) ビデオテープレコーダー
- (22) ファンヒーター
- (23) 複写機
- (24) 布団乾燥機
- (25) プリンター
- (26) ヘアドライヤー
- (27) ラジオ受信機
- (28) ラジオ受信機付きテープレコーダー
- (29) レコードプレーヤー
- (30) レーザーディスクの再生装置
- (31) ワードプロセッサ
- (32) 前各号に掲げる物以外の電気機械器具

6 次に掲げる金属製品及び金属を含む物（前項に掲げる物を除く。）

- (1) あれい
- (2) カセットこんろ
- (3) 鎌
- (4) ガスレンジ

- (5) 脚立
- (6) 金庫
- (7) くわ
- (8) こんろ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) 三輪車**
- (11) 収納棚**
- (12) 自転車**
- (13) 自動車用ホイール**
- (14) 除雪用具**
- (15) スコップ**
- (16) スプーン**
- (17) 石油ストーブ**
- (18) 台車**
- (19) 手押し車**
- (20) 鉄あれい**
- (21) 鉄板**
- (22) トタン**
- (23) 鍋**
- (24) バケツ**
- (25) パイプ**
- (26) フライパン**
- (27) 包丁**
- (28) 窓枠**
- (29) やかん**
- (30) 前各号に掲げる物以外の金属製品及び金属を含む物**

別表第3 (第21条関係)

(表略)

- (5) 脚立
- (6) 金庫
- (7) くわ
- (8) こんろ
- (9) ゴルフクラブ
- (10) 収納棚**
- (11) 自転車(一輪車及び三輪車を含む。)**
- (12) 自動車用ホイール**
- (13) 除雪用具(スコップを除く。)**
- (14) スコップ**
- (15) スプーン**
- (16) 石油ストーブ**
- (17) 台車**
- (18) 手押し車**

- (19) 鉄板**
- (20) トタン**
- (21) 鍋**
- (22) バケツ**
- (23) パイプ**
- (24) フライパン**
- (25) 包丁**
- (26) 窓枠**
- (27) やかん**
- (28) 前各号に掲げる物以外の金属製品及び金属を含む物**

別表第3 (第21条関係)

(表略)